

あかり食堂運営委員会 規約

(名称)

第1条 当会は、「あかり食堂運営委員会」と称する。

(所在地)

第2条 当会の事務所を岩手県一関市大東町大原字西山8-1番地7におく。

(目的)

第3条 当会は様々な環境下にある子どもたちに安心安全な食事と居場所を定期的に提供することで、青少幼年の健全な心身の育成に貢献する。また活動を通して、親や地域のシニア世代との交流に取り組むことを目的とする。

(会員)

第4条 当会は、5名以上によって組織する。

2 当会の目的に賛同し、支援協力ができる者については、代表の承認のもと会員となることができる。

(役員の仕事)

第5条 当会に次の役員を置く。

理事3名以上、監事2名は総会において会員の互選により選出する。

2 代表1名、副代表1名は、理事の互選とする。

3 代表は、当会を代表し、円滑な運営に努める。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。

5 監事は、当会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

6 理事は、理事会を構成し第3条の目的達成のため事業を行う。

(役員の仕事)

第6条 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 当会の会議は、総会、理事会とし代表が召集する。

2 総会は毎年度初めに召集する。ただし、代表が必要と認めたときは、臨時に召集することができる。

3 理事会は代表が必要と認めたとき、または2分の1以上の理事が開催を求めた場合に代表が召集するものとする。

(総会の付議事項)

第8条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画と予算及び事業報告と決算に関すること。

(2) 規約の改廃に関すること。

(3) 役員の仕事及び解任に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

(理事会の付議事項)

第9条 理事会は、次の事項を行う。

(1) 事業、予算の立案及び事業の執行に関すること。

(2) 総会に提案する議案に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(会議の議長)

第10条 総会の議長は、出席者の互選によるものとし、理事会の議長は代表が務める。

(議決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経費)

第12条 当会の経費は、参加費、補助金、寄附金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務・会計)

第14条 当会の事務は、代表が個人又は団体に委任することができる。委任された個人又は団体は、当会の活動を円滑に遂行するために必要な事務を行う。

2 当会の会計は、前項により委任された個人又は団体の事務担当者が処理する。

(設立年月日)

第15条 当会の設立年月日は2022年12月1日とする。

(解散)

第16条 当会は、基本財産の滅失その他の事由による当会の目的である事業の成功の不能、その他の事由によって解散する。

2 当会が解散した場合における残余財産は、総会の決議を経て、非営利団体に寄付する。寄付先については、総会が決定する。

附則

この規約は、2022年12月1日から適用する。

附則

この規約は、2023年5月14日から適用する。